

社会福祉法人埼玉県共済会高齢者虐待防止のための指針

1. 基本的な考え方

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の養護に資することを基本的な考え方として、この指針を定める。

2. 高齢者虐待の定義

高齢者虐待とは、以下の行為をいう。なお、それぞれの虐待に関する行為の詳細は、別添「高齢者虐待防止の基本 要介護事業者による高齢者虐待類型」のとおり

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。また、正当な理由もなく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任

意図的・結果的であるかどうかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させ、養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の同意なしに財産を不当に使用、又は処分すること、並びにその他当該高齢者が希望する財産の使用を理由なく制限したり、不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止検討委員会の設置

(1) 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を設置する。

(2) 虐待防止検討委員会の構成

- ① 管理者(施設長:委員長)
- ② 事務(局)長
- ③ 相談員(虐待防止担当者)
- ④ 看護師
- ⑤ 管理栄養士又は栄養士
- ⑥ 介護職員(支援員)
- ⑦ 介護支援専門員・社会福祉士等
- ⑧ その他管理者が必要とする者

(3) 虐待防止担当者は、委員会の企画・運営・提案・資料作成等及び相談窓口担当を務める。

(4) 虐待防止検討委員会は、3か月に1回開催し、必要な場合は都度委員長が招集する。

(5) 虐待防止検討委員会の議題は、担当者が企画し、具体的には次のような内容について協議をするものとする。

- ①虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ②虐待の防止のための指針の整備・見直しに関すること
- ③虐待の防止のための職員研修の実施に関すること
- ④虐待等について、職員が相談・報告ができる体制整備に関すること
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、関係自治体への通報が迅速かつ適切に行われるための方策に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合に、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 法人の責務

- (1) 高齢者福祉に携わる立場として、高齢者虐待を発見しやすい立場であることを自覚する。また、虐待を未然に予防すること、早期に気づき発見するために定期的な教育体制を構築するとともに、その仕組みを検証しながら高めていく。
- (2) 虐待を発見した場合は、行為を「絶対に許さない」という方針のもと、関係機関に通報する。

4. 管理者(施設長・委員長)の責務

- (1) 管理者(施設長・委員長)は、苦情処理体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待防止のための研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負うとともに、保険者への通報責務を負うものとする。
- (2) 職員から施設内外における虐待を受けたと思われる利用者及びその疑いのある案件の報告を受けた場合は、速やかにこれを検証し、常勤の役員に報告の上保険者に通報する。
- (3) 虐待に関する報告を行った職員に関し、そのことを理由に解雇・その他不利益な取り扱いをしてはならない。

5. 職員の責務

- (1) 職員は、日頃より利用者に対し、「自分に置き換えて考え、言われて嫌なこと、されて嫌なことは言わない、しない」を原則とし、不適切であろうと思われるケアを発見した場合は、速やかに管理者に報告する。この場合、「思われる」とは、確たる証拠を必要とするものではない。
- (2) 職員は、虐待に至らないまでも、不適切なケア若しくはその兆候を発見した場合は、管理者(施設長・委員長)に報告する責務を有する。

6. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的知識を普及・啓発するものであること。
- (2) 基本的なプログラムは、以下のとおりとする。
 - ①高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解

②高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解

③虐待の種類と発症リスクの事前理解

④早期発見・事実確認と報告等の手順

⑤発生した場合の改善策

(3)研修は、年2回以上実施する。また、職員を新規採用した場合は、必ず虐待の防止のための研修を実施する。

(4)研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

7. 虐待又はその疑い(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1)虐待等が発生した場合には、速やかに関係自治体に報告するとともに、その要因の除去に努める。

(2)緊急性の高い事案の場合には、関係自治体及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

8. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1)職員等が他の職員等による高齢者への虐待を発見した時は、速やかに虐待防止担当者(相談員)に報告する。

(2)虐待防止担当者(相談員)は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、直ちに管理者(施設長)に報告するとともに、報告のあった者の権利が不当に侵害されないよう細心の配慮・注意を払った上で、虐待を行った当人に事実確認を行う。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。

(3)虐待防止担当者(相談員)は事実確認の結果を管理者に報告し、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、管理者は当人に対応の改善を求め就業規則等に則り必要な措置を講ずる。

(4)上記の対応を行ったにもかかわらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合には、管理者は、常勤役員に報告したうえで関係自治体の窓口等外部機関に相談する。

(5)事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

(6)施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて関係自治体に報告する。

(7)必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

9. 成年後見制度の利用支援に関する事項

(1)利用者又は家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明を行い、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

10. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1)苦情受付担当者が虐待の苦情を受けた時は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。

- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- (3) 苦情受付担当者若しくは苦情責任者は、苦情相談を受けた時は、前記「8. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」のとおり虐待防止担当者に報告する。
- (4) その他苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

11. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入所者等がいつでも当該指針を閲覧することが出来るようにするとともに、当法人の HP において閲覧ができるようにする。

12. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

職員は、「6」に定める研修の他、各社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護と提供するサービスの質の向上に努めるものとする。

附 則

この指針は、令和 4年 4月 1日より施行する。